

令和7年4月1日より

「指定第1号訪問事業」重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、要支援認定の結果「要支援1」「要支援2」と認定された方または、事業対象者と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 富岳会
- (2) 法人所在地 静岡県御殿場市神山1925番地の1148
- (3) 電話番号 0550-87-0167
- (4) 代表者氏名 理事長 山内 剛
- (5) 設立年月日 昭和45年6月19日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定第1号訪問事業サービス事業所

平成29年4月1日指定
- (2) 事業の目的 要支援者の心身の特性を踏まえながら、その有する能力に応じ

自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除、

買い物等の家事援助その他の生活全般にわたる援助を行なう。

- (3) 事業所の名称 ヘルパーステーション富岳
- (4) 事業所の所在地 静岡県御殿場市神山 1925 番地の 1193
- (5) 電話番号 0550-87-5550
- (6) 事業所長(管理者) 氏名 東海 養一
- (7) 開設年月日 平成6年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 御殿場市、裾野市
- (2) 営業日及び営業時間
- ・営業日 祝日及び12月31日から1月3日を除く月曜から金曜
 - ・営業時間 午前8時から午後5時までとする
 - ・サービス提供時間午前7時から午後7時までとする(休業日も含む)
 - ・電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定第1号訪問事業サービスを提供する職員とし

て、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置に付いては、指定基準を遵守しています。

- ・サービス提供責任者 1名以上
- ・訪問介護員 1.5名以上

常勤換算：職員をそれぞれの週あたりの勤務延長時間の総数を当事業所における常勤職員

の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容

①介護予防訪問介護相当サービスの内容

以下のサービスについては、利用料金の大部分が御殿場市又は裾野市から給付されます。

<身体介護>

○入浴介助：入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭くなどします。

○排泄介助：排泄の介助、オムツ交換を行います。

○食事介助：食事の介助を行います。

○体位交換：体位の交換を行います。

<家事援助>

○調理：ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯：ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません）

○掃除：ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物：ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。

※ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予

防計画がある場合には、それを踏まえた個別サービス計画に定められます。

②訪問型サービスAの内容

上記介護予防訪問介護相当サービスのうち、家事援助のみを行います。

(2) サービスの料金

①介護予防訪問介護相当サービス

		費用(月)	利用者負担額
週1回利用		12,006円(1,176単位)	左記費用の1割相当 ※一定所得以上者は 2割・3割相当
週2回利用		23,983円(2,349単位)	
週3回以上利用		38,052円(3,727単位)	
加算	初回訪問加算	2,042円(200単位)	左記費用の1割相当 ※一定所得以上者は 2割・3割相当
	緊急時訪問加算	1,021円(100単位)	

注1 上記の他、介護職員処遇改善加算Ⅱ(介護報酬×224/1000)、地域加算

(7級地 単位×10.21)が、かかります。

注2 加算や金額換算の端数処理のため円単位で誤差が生じますので、上記の

金額は目安としてご確認ください。

②訪問型サービスA

		費用	利用者負担額
御殿場市		2,399円(235単位)/回	左記費用の1割相当 ※一定所得以上者は 2割・3割相当
裾野市	週1回利用	8,402円(823単位)/月	
	週2回利用	16,785円(1,644単位)/月	
	週3回利用	26,637円(2,609単位)/月	

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は、1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月25日までに、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振込(※振込手数料は、ご契約者負担となります。)

沼津信用金庫富士岡支店 普通預金 988448

口座名義人 社会福祉法人 富岳会

理事長 山内 剛

イ. 金融機関口座からの自動引落とし

(沼津信用金庫、JA 富士伊豆、ゆうちょ銀行、スルガ銀行)

ウ. 現金(やむをえない場合のみ)

(※入金時の手数料はご契約者負担となります。)

(4) 介護保険の給付とならないサービス

○医療に関する費用

医療機関への通院・入院に関する費用は、ご契約者の負担となります。

※サービス提供によって感染した、指定感染症・一類感染症・二類感染症に

による入通院費及びそれに付随する費用も含まれます。

6. 利用の中止、変更、追加

○利用予定の前に、ご契約者の都合により、指定第1号訪問事業サービスの利用を中

止又は、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合

にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員等の稼働状況により契約

者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○利用者又はその家族等が、事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難い程の信頼

関係を損なうような行為を行った場合はサービスを中止させていただきます。

7. サービスの利用に関する注意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員等

サービス提供時に、担当の訪問介護員等を決定します。但し、実際のサービス提供にあつては、複数の訪問介護員等が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員等の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員等の交替を希望する場合には、当該訪問介護員等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して交替を申し出る事ができます。但し、ご契約者からの特定の訪問介護員等の指名は出来ません。

②事業者からの訪問介護員等の交替

事業者の都合により、訪問介護員等を交替する事があります。訪問介護員等を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は、「5.当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼する事はできません。

②指定第1号訪問事業サービスの実施に関する指示・命令

指定第1号訪問事業サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は指定第1号訪問事業サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

指定第1号訪問事業サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員等が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

④サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

⑤その他

ご契約者またはその同居家族に体調の変化があった場合は、事業所にご連絡下さい。

(4) 緊急時の連絡

サービス提供時、ご契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、主治医に連絡し、指示を仰ぎ対応します。

(5) 守秘義務

サービスを提供する上で知り得たご契約者又は家族等に関する事項は、第三者に漏洩しません。これは、本契約が終了した後も継続します。

(6) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員等は、ご契約者に対する第1号訪問事業サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受

③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動

⑥その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(7) 事故発生時の対応

事故発生の場合は、訪問介護員等は速やかに所属事業所へ連絡し、事業所は市、地域包括支援センター、契約者の家族等へ連絡し、必要な処置を講じます。

(8) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備

研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じます。

(9) 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保

護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束にあたる行為を行いません。

(10) 事業者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会

の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じます。

8. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

苦情受付担当者	大野 正雄
苦情解決責任者	東海 養一（施設長）
受付時間	随 時
電話番号	0 5 5 0 - 8 7 - 5 5 5 0

○苦情解決基本手順

- ①苦情の受付 ②苦情内容の確認 ③苦情解決責任者への報告
④苦情解決に向けた対応の実行 ⑤原因究明
⑥再発防止・改善の措置 ⑦苦情解決責任者への最終報告

(2) 行政機関その他苦情受付機関

御殿場市役所長寿福祉課	所在地	御殿場市萩原483
	電話番号	0550(82)4134
	受付時間	8:30~17:15
裾野市役所介護保険課	所在地	裾野市佐野1059番地
	電話番号	055(995)1821
	受付時間	8:30~17:15

国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課	所在地 静岡市春日2丁目4番34号 電話番号 054(253)5590 受付時間 8:30~17:15(土日祭日を除く)
静岡県社会福祉協議会	所在地 静岡市駿府町1-70 電話番号 054(254)5243 受付時間 8:30~17:15

9. 第三者評価の実施について

実施なし

令和 年 月 日

指定第1号訪問事業サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ヘルパーステーション富岳

説明者 職 名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定第1号訪問事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

(続柄)